

# 地本業務ニュース

## JR 東海労・静岡地方本部

NO.2 2014年9月22日発行者：JR 東海労静岡地方本部 山本繁明

### 「静労委命令」に対する 再申し入れ！！

地本は、9月9日に静岡県労働委員会から出された不当労働行為認定による謝罪文の手交を「申1号」で会社に申し入れしていましたが、未だに実行されていないこと又、何の説明もなされていないことを労働組合軽視として捉え、静労委の命令を早急に実行させるため9月22日に「申2号」で、再申し入れを行いました。

静労委命令の「主文2」に、「被申立人は、申立人に対しそれぞれ下記の内容の謝罪文を**速やか**に手交しなければならない」とあります。しかしながら会社は、その命令をまったく無視しています。

このような会社の不遜かつ不誠実な姿勢は断じて看過できません。私たちは、会社に対して直ちに実行することを強く要求しました。